

2024 年 1 月

ほしが丘町内会 会員の皆様

ほしが丘町内会 生活安全部

除雪や歩道への駐車に関する注意喚起

日頃より、町内会活動へのご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、1 月 22 日（月）から小学校が始まり、子どもたちの姿が多くなっております。皆様がより安全で安心して生活できるよう、積雪時期の除雪や歩道への駐車について、改めてお知らせとお願いをさせていただきます。

- 車道・歩道への雪捨てはご遠慮ください。また、通路確保のためにも、歩道の雪かきへのご協力をお願いいたします。
 - 歩道上への駐車は、車・人の通行、除雪車による除雪の妨げになりますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。
 - 札幌市と協定を結び、「あまの川公園」を雪捨て場として利用しておりますが、利用にあたっては別添の「公園内雪置き場のルールとお願い」の事項をお守りいただくようお願いいたします。
- ※ママさんダンプ等で運んだ雪は、公園周辺の車道・歩道へは置かず、あまの川公園内に捨てていただくようお願いいたします。



日々の雪かきが大変なか
大変恐縮ですが、ご理解と
ご協力をお願いいたします。

公園内雪置き場の ルールとお願い

遊具・樹木の損傷や事故を誘発する可能性があるため、公園には、原則として雪を捨てることはできません。しかし、町内会と札幌市との間で協定を結び、責任を持ち、ルールを守ること、公園内に雪をおくことができます。

公園
雪置き場の

注意!!

事故誘発と遊具破損のおそれ

- ① 搬入するスロープは、
勾配をゆるく、安全に配慮
- ② 遊具の周辺に雪を置かない



子どもがスロープや雪山から
道路に滑り降りて事故を誘発するおそれ



遊具・樹木が雪の重みで破損のおそれ

お問い合わせ

札幌市建設局雪対策室事業課

TEL 011-211-2662 FAX 011-218-5141

裏面に続く



公園の雪置き場のルール

雪置きルール ①

安全パトロール

雪山で遊んでいる子どもへの
注意喚起や危険な雪積みをしないよう
パトロールをお願いします。

雪置きルール ②

遊具・樹木の周りに 雪を置かないよう注意!

遊具・樹木の損傷や事故を防ぐため、
遊具・樹木の周りに雪を置かないでください。

雪置きルール ③

重機での 搬入は禁止!

ママさんダンプなど家庭用の
除雪用具で雪を搬入してください。

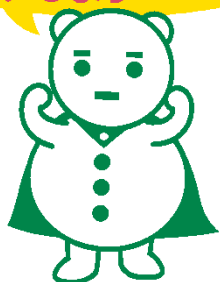
雪置きルール ⑤

みんなにルール周知

地域の人にルールを周知・徹底
してください。

また、施設の破損があった場合には、
簡易な補修は町内会に実施していた
だくとともに、土木部維持管理課に
連絡し、安全な環境維持に協力
していただきます。

地域で子どもの見守りも
お願いします



雪置きルール ④

春先に清掃活動

冬季間も含め公園は子どもたち
の貴重な遊び場です。
春先に地域の皆様で早く利用
できるよう雪割り作業の実施、
ゴミ拾いなどの清掃活動をお願いします。

冬の公園利用のルール



ゆきやま どうろ すべ
雪山から道路に滑り
お ぜったい
降りるのは絶対だめ!

ゆうぐ まわ
遊具の周りに
み くうどう
見えない空洞ができ、
お 落ちて、けがをする
ちゅうい
ことがあるので注意!

